



発生した模様。

#### (3) 貸切バスなど6台が絡む多重衝突事故

3月20日(火)午後2時20分頃、北海道の高速道路において、道内に営業所を置く貸切バスが乗客4名を乗せて運行中、当該バスの前方において、乗用車に追突して停車していたワゴン車と接触した後、当該ワゴン車の右側で当該ワゴン車の運転者と話をしていた当該乗用車の運転者を撥ねた。その後、当該バスの後続車3台が当該ワゴン車に追突するなどしたため、当該乗用車の運転者は、この3台の追突のはずみで動き出した当該乗用車に轢かれた。

この事故により、当該乗用車の運転者が死亡、その他4名が軽傷、当該バスの乗員と乗客5名に負傷はなし。

事故現場は、片側一車線の直線道路で、事故当時、周辺は吹雪のため視界が悪かった模様。

#### (4) タクシー運転者が救護義務違反の疑いで逮捕

3月15日(木)午後9時30分頃、広島県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、横断歩道を横断中の歩行者(女性、63歳)を撥ねた。

この事故により、当該歩行者が左腕、左足を骨折する重傷を負った。

事故当時、当該タクシーは、交差点の赤信号で停車していたが、信号が青に変わったことから交差点を通過しようとしたところ、当該タクシーの運転者は当該交差点の横断歩道を赤信号で右から左に横断していた当該歩行者に気づかずに撥ね、その後、道路脇に一旦停車したが、当該歩行者を救護することなく逃走した模様。

なお、当該タクシーの運転者は、当該事故の後も営業を続けており、当該事故から30分後に乗客を乗せて当該事故現場の反対車線を走行していたところを現場検証中の警察官に逮捕された。

#### (5) タクシー運転者が救護義務違反の疑いで身柄を確保

3月20日(火)午前3時20分頃、福岡県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、横断歩道を横断中の歩行者(女性、83歳)を撥ねたが、当該タクシーの運転者は、救護措置など行わずにそのまま走り去った。

この事故により、撥ねられた歩行者が死亡した。

事故後、当該タクシーの運転者は、所属営業所付近に当該タクシーを乗り捨て、営業所の車庫に駐車していた自家用車に乗り換えて逃走したが、同月21日午後1時過ぎに、道路交通法違反(救護義務違反)の疑いで警察に身柄を確保された。

#### (6)トラック運転者が救護義務違反などの疑いで逮捕

3月13日(火)午後8時頃、神奈川県において、同県に営業所を置くトラ



知しました。

以下の項目を再度徹底し、輸送の安全確保に努めましょう。

**\*バス、タクシー、トラック共通**

- (1) 気象情報や道路における降雪状況等を適時に把握し、以下の対策を講ずることにより、輸送の安全確保に万全を期すこと。
  - ① 積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期に適切な方法でスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底を図ること。
  - ② 点呼時等において、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行うこと。
  - ③ 積雪・凍結時における要注意箇所の把握に努めること。
  - ④ 気象状況が急変し、安全運行が確保できないおそれがある場合は、運行計画の変更等の適切な措置を講ずること。
  - ⑤ 乗務員に対して、スリップの要因となる急発進、急加速、急制動、急ハンドルを行わないよう指導するとともに、道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保について指導を徹底すること。

**\*バス**

- (2) 乗務員に対して、高齢者、障害者等災害時要援護者の乗客に留意し、他の乗客の理解を得て優先席等の使用を促すとともに、特に車内事故の発生原因となる発車時及び停車時の離着席及び車内移動について注意喚起するよう指導することにより、高齢者や障害者等災害時要援護者の車内での転倒事故防止に努めること。
- (3) 鉄道輸送が困難な場合のバスによる代替輸送等緊急時の輸送対策に万全を期すること。

**\*レンタカー**

- (4) 降積雪期における道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保等の留意事項について、利用者に対し周知するよう努めること。

**\*バスターミナル**

- (5) 気象情報（大雪や暴風雪等に関する警報・注意報を含む）や施設内における降雪状況を適時に把握し、施設内の除雪等を安全かつ適切に行うこと。
- (6) 除雪体制並びに万一の災害時の情報の連絡体制について再確認の徹底を図ること。また、関係機関との情報の連絡体制についても再確認を図ること。

**\*自動車道**

- (7) 気象情報（大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。）や道路における降雪状況を適時に把握し、道路の除雪等を安全かつ適切に行うこ



必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

